

## 反対討論要旨 (2010/03/05)

私は、日本共産党県議団として、補正関係の21件の議案について、16件に賛成し、反対する5件について、その理由を述べ討論いたします。

議案第1号、7号、8号については、一括して反対理由を申し上げます。

これらは、一般会計、病院事業特別会計、工業用水道事業特別会計の補正予算の議案であります。これらの中には、一般会計で、74億9千余万円、病院事業特別会計で3億7,700余万円、工業用水道事業特別会計で、657万円の職員給与の減額補正が含まれています。減額の理由は、給料表のマイナス0.18の改定と期末手当・勤勉手当の支給率の引き下げによるものです。

反対の理由の第1は、これらが、実際に支給されている給与と比較すると、2万2千円以上も民間より低い給与であるにもかかわらず、この7年間も続いている減額措置は「臨時特例的措置」として減額を勧告した人事委員会勧告に基づいてなされた点です。

第2は、給料月額削減が、本年4月に遡って行われることの不当性であります。明らかに不利益不遡及の原則に反するものであります。

第3は、総額80億円近くの給与の減少が、本県の地域経済にマイナスの影響を与えることは明らかであるとともに、職員の士気を低下させることになるということです。

デフレが進行し、民間の経営が厳しい時だからこそ、安定的な身分と給与を保証された公務員が、購買力向上の牽引役を果たし、地域経済の活性化と県民の生活安定のために、貢献することが求められています。

よって、これらの議案には、賛成できません。

次に、議案第4号「県港湾整備事業特別会計補正予算」について、繰越明許費の中に、人工島、マリポートかごしまに係わって、埋立土砂受け入れに対する周辺整備事業として、3,050万円が計上されています。

わが党は、不要不急の大型開発である人工島建設に反対する立場から、本議案に賛成できないものであります。

最後に議案第10号「土木その他の建設事業の市町村負担額について議決を求める件」についてであります。

国の直轄事業負担金をめぐっては、全国知事会が、廃止を含めた制度の見直しを国に要求し、政府は、2015年までに全廃する方針を打ち出しました。その第1歩として、維持管

理費負担金を11年度に廃止するために法案を国会に提出しました。来年度は、経過措置として、生活の安全に不可欠な特定事業以外の地方負担を減らし、合わせて、国の出先機関の person 費や事務費などにあてる「業務取扱費」が全廃されます。

同様に、県が行う土木その他の建設事業は、本来県が責任を持って行うべき事業であります。鹿児島県市長会も早期の制度見直しを県に求めています。

県の事業は、県民の税金でもってなされるものであります。よって、市町村の負担ができるかできないかで判断されるものではなく、住民の福祉の向上のために必要であるか、否かが、事業の執行の基準になるべきであります。県は、来年度、負担金の一部を廃止していますが、これは直ちに全廃すべきであるという立場で、本議案に反対するものであります。

以上で、討論を終わります。